

●香川県告示第485号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年12月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
令和3年10月1日	有限会社辻上薬局 城北調剤薬局 丸亀市風袋町173番地	有限会社辻上薬局 丸亀市綾歌町岡田下496番地 5	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導